

原議	3年（令和12年3月31日まで）
有効	3年（令和12年3月31日まで）

広発第22号
令和8年4月1日

各所属長 殿

長野県警察本部長

犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー運用要領について（通達）

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的負担を軽減するため、警察職員による犯罪被害者等支援活動やカウンセリング等の適宜適切な対応が求められているところであるが、これらの対応には犯罪被害者等の心理に関する高度な知識及び技術が必要となるほか、犯罪被害者等に間近に接し、時にはその感情の表出に直面することなどにより極めて強いストレスを受け、警察職員が心身に変調を来すおそれもある。

そこで、精神医学、臨床心理学などに係る高度な知識及び技術を有する部外の専門家を犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、専門的見地から助言又は指導を受けることにより、警察職員が適切な犯罪被害者等支援活動を行うことができるよう、別紙のとおり運用要領を定め4月1日より実施することから、効果的な運用を図られたい。

担 当：広報県民課（犯罪被害者支援室）

別紙

犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー運用要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー（以下「カウンセリングアドバイザー」という。）の委嘱、運用等に関し必要な事項を定める。

2 カウンセリングアドバイザーの要件

カウンセリングアドバイザーは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 大学等の研究者、精神科医、公認心理師、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士等の職にある者で、精神医学、臨床心理学、カウンセリング等に関し、専門的な知識を有する者であること。
- (2) 犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について十分な知識を有する者であること。
- (3) 人格及び識見が卓越し、社会的信望を有する者であること。

3 委嘱

- (1) 警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、前記2の要件を満たす者を犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー推薦書（様式第1号）により警察本部長に推薦する。
- (2) 警察本部長は、(1)により推薦された者を適任と認めたときは、委嘱状（様式第2号）を交付してカウンセリングアドバイザーに委嘱する。

4 任期

- (1) カウンセリングアドバイザーの任期は2年とし、再委嘱することができる。
- (2) 任期満了前に解嘱となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

5 解嘱

- (1) 広報県民課長は、カウンセリングアドバイザーが以下のいずれかに該当した場合は、犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー解嘱上申書（様式第3号）により、警察本部長に上申しなければならない。
 - ア 心身の故障等により、任務の遂行ができなくなったとき。
 - イ 適格性について要件を欠くに至ったとき。
 - ウ 本人から解嘱の申し出があったとき。

- (2) 警察本部長は前記(1)の規定による上申を受けた場合には、その内容を審査し、解嘱する必要性を認めたときは、解嘱通知書（様式第4号）により解嘱を通知するものとする。

6 秘密の保持

カウンセリングアドバイザーは、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 職務

カウンセリングアドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員への助言及び指導に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援活動に従事する職員の心理的影響に対する助言及び代理受傷の防止に関すること。
- (3) 専門機関への引継ぎに関する助言及び指導に関すること。
- (4) その他犯罪被害者等への支援活動に従事する職員に対する専門的な知識に基づく教養、助言その他の技術的な支援に関すること。

8 運用

- (1) カウンセリングアドバイザーによる助言及び指導の範囲

カウンセリングアドバイザーによる助言及び指導は、警察の責任において実施する犯罪被害者等支援活動の参考とするものであり、カウンセリングアドバイザーに必要以上の負担を強いることのないように配慮しなければならない。

- (2) 依頼

所属長は、犯罪被害者等支援活動においてカウンセリングアドバイザーからの助言又は指導を受けさせることが必要又は有効と認める職員を把握した場合は、犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー助言・指導依頼書（様式第5号）により広報県民課長を経由して依頼するものとする。

- (3) 実施

カウンセリングアドバイザーによる助言又は指導は、原則としてカウンセリングアドバイザーが指定する場所において、面接により行う。この場合、対象職員の希望により、部内カウンセラーが同行するものとする。

- (4) 実施後の措置

カウンセリングアドバイザーによる助言又は指導を受けた職員又はそれに代わる者（担当者）は、その結果を犯罪被害者等支援カウンセリングアドバイザー助言・指導結果報告書（様式第6号）により、所属長を経由して広報県民課長まで報告す

るものとする。

9 その他

本運用要領に関する事務は広報県民課犯罪被害者支援室が行う。

様式 (略)